

余市町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、余市町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第6条の規定に基づき、余市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事業を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局長は、総合政策部政策推進課長をもって充てる。

2 事務局員は、総合政策部政策推進課の職員をもって充てる。

(事務の専決)

第4条 協議会の事務は、すべて会長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、事務局長は、第5条に定めるところにより、事務の一部を専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 協議会の開催及び運営に関すること。
- (3) 協議会の運営に関する諸規程の軽微な変更に関すること。
- (4) 契約及び支出負担行為については、余市町事務決裁規程（平成15年3月28日訓令第2号）に定められている課長専決事項に相当する事項に関すること。
- (5) 物品及び現金の収納に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警備な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、余市町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印は、名称、経常、書体、寸法、個数及び管理者は、別表のと

おりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、余市町において定められている公印の取扱いの例による。

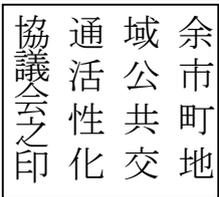
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月 日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	余市町地域公共交通活性化協議会の印
形状	
書体	てん書
寸法 (ミリメートル)	21×21
個数	1
管理者	事務局長